

身体拘束等適正化のための指針

1、理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束禁止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2、身体拘束禁止に向けての基本方針

身体拘束を禁止するための基本方針は、次のとおりとします。

(1) サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者等の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、本人及び家族への説明と同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

① 切迫性：当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより当該利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで当該利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するという観点から他に代替手段が存在しないことを複数の支援員で確認する必要があります。また、拘束の方法自体も、当該利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければなりません。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※「一時性」の判断を行う場合には、当該利用者の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(3) 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者の主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

③ 利用者等の想いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

④ 利用者等の安全を確保する観点から、利用者等の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止委員会において検討しま

す。

- ⑤ 安易に「やむを得ない」と考えて拘束に準ずる行為を行っていないかを常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

3、身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針

当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1)利用者本人や家族等に対する事前の説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・改善等に向けた取り組み方法の詳細について事前に説明し、十分な理解が得られるように努めます。併せて、嘱託医や協力医と情報共有し、受診や入院等の指示があればその指示に従います。また、利用者本人や家族等と身体拘束実施以外の手立てを講じることができかどうか協議します。

(2)身体拘束の実施

①切迫性②非代替性③一時性の三要件を満たし、かつ医療機関や家族等による対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を実施します。

(3)記録

専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由等を記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知します。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

(4)拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者本人や家族等に報告します。

4、虐待防止委員会に関する事項

(1)虐待防止委員会を設置し、月に一度以上開催します。

(2)虐待防止委員会は、以下の委員で構成します。

- ・虐待防止責任者
- ・虐待防止受付担当者
- ・看護職員

(3)虐待防止委員会は、以下の項目を検討・決定します。

- ・事業所内での身体拘束禁止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束禁止に関する職員全体への指導

5、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体拘束禁止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年二回）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束禁止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施（市が実施する研修会等への参加、報告等）

6、指針の閲覧について

当法人の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年10月1日から施行する。